

約束手形等のサイト短縮化について

令和6年2月

中小企業庁

公正取引委員会

約束手形の「支払いサイト」について

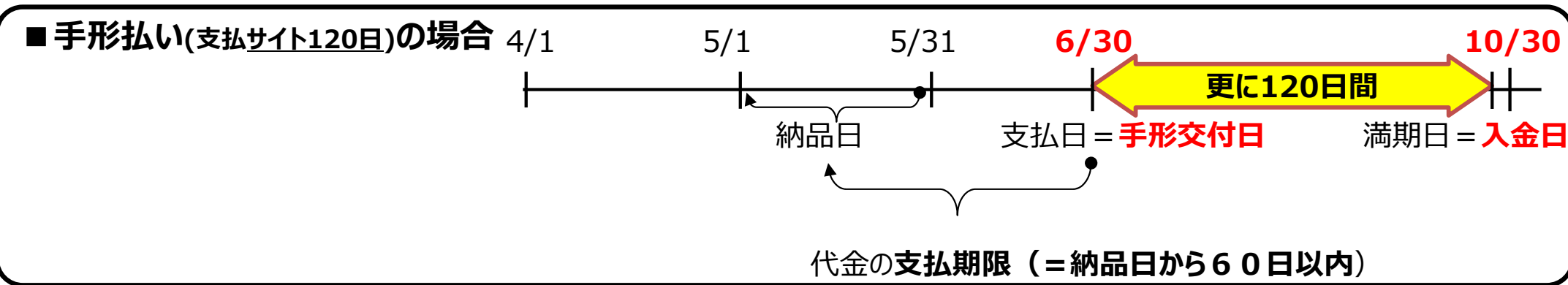
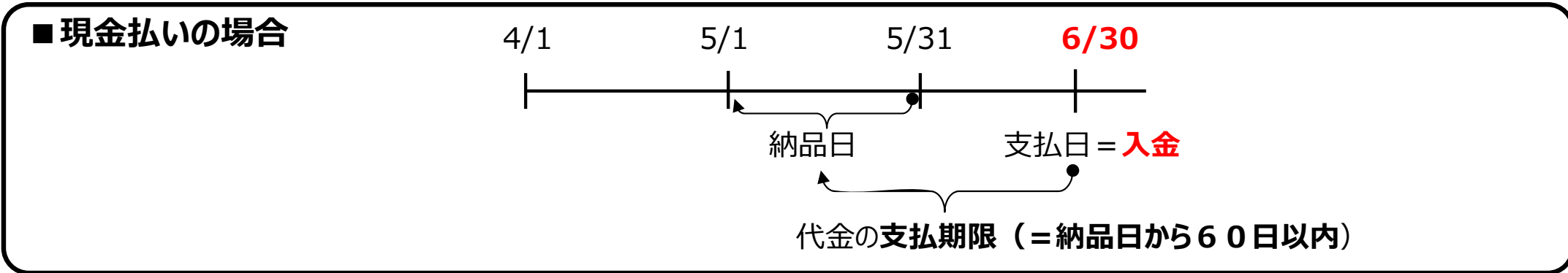
※公取・中企庁通達における「支払いサイト」 = 「代金支払日・手形交付日から、手形金の入金日まで」の期間。

- 「現金払い」（銀行振込、口座振込）： 代金支払日に、代金を銀行振込み、口座送金、又は現金を手交。
- 「約束手形による支払い」： 代金支払日に、現金受領まで一定期間ある「約束手形」（紙の手形のみならず、電子債権（でんさい）等も含む）を交付。

⇒受け取った者は、①銀行に割引料を支払い現金化するか、②他社への支払いとして譲渡（裏書譲渡）か、③満期日まで待つか。

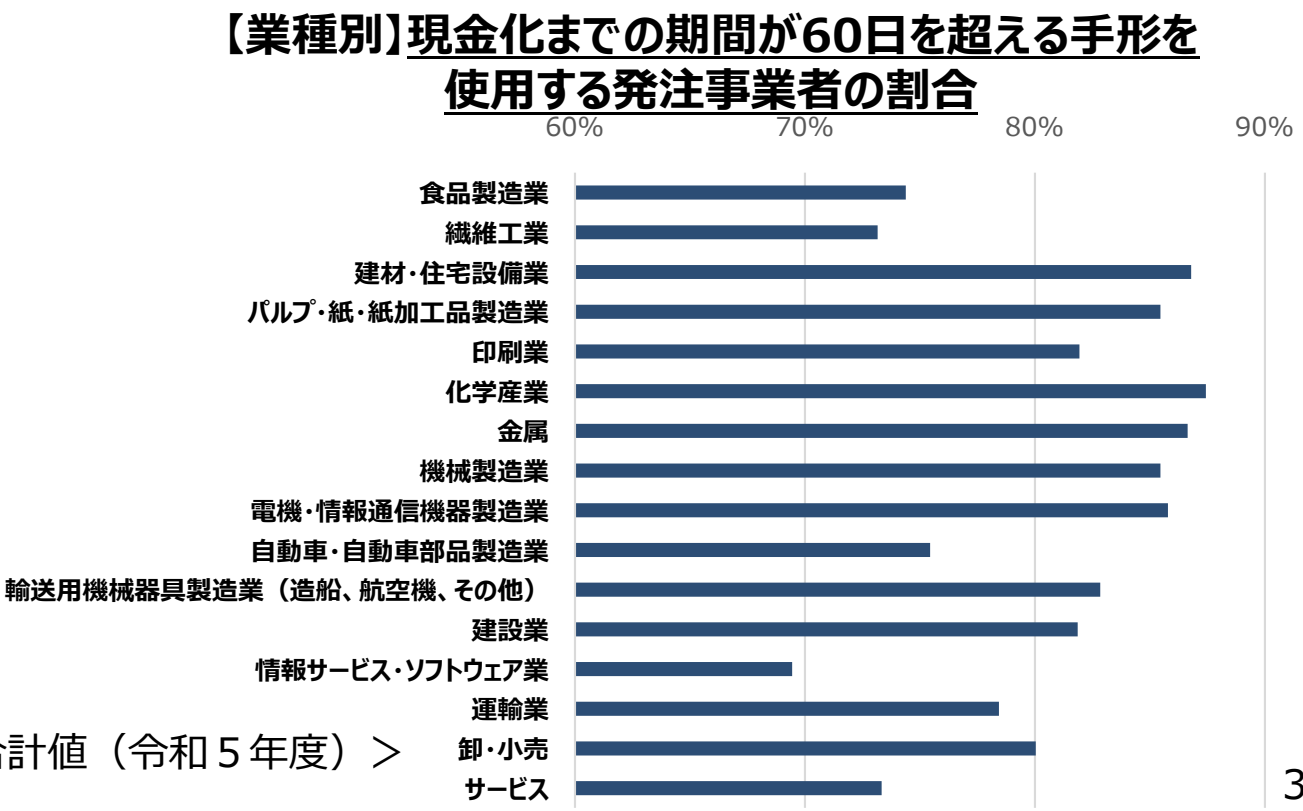
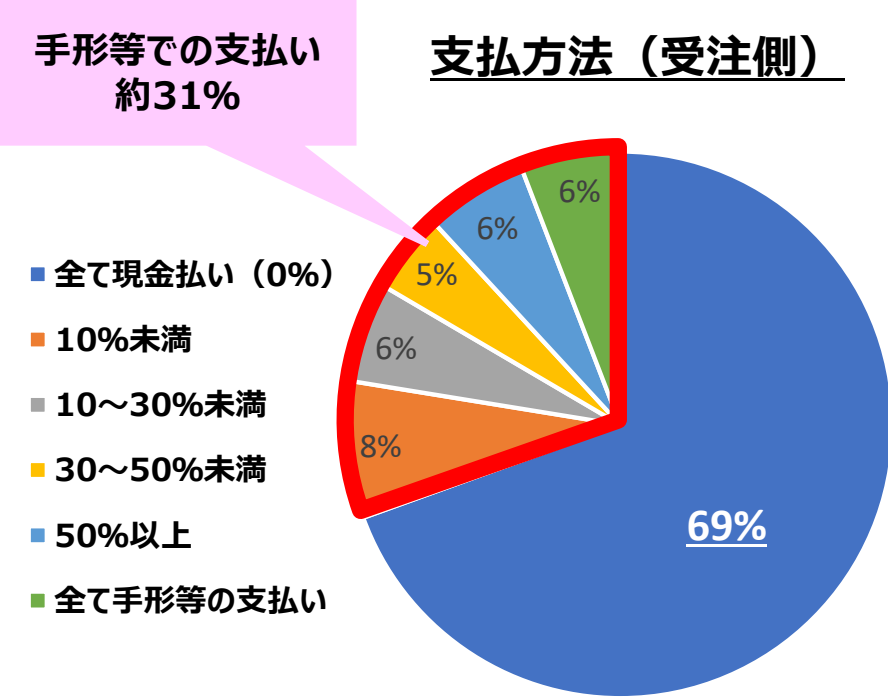
- 繊維業では90日以内、その他の取引については120日を超える約束手形について、「割引困難な手形」に該当するおそれがあるものとして取り扱い、下請法上、公取委・中企庁による指導の対象としている。

例：月末までに納入された製品の代金を、翌月末までに支払う場合（=月末納品締め、翌月末払い）



約束手形の利用の現状 ＜中小企業等の活力向上に関するワーキンググループ（2024年1月）資料より抜粋＞

- 令和6年を目途として、現金化までの期間が60日を超える約束手形を、下請法上の「割引困難な手形」に該当するおそれがあるものとして、公取委・中企庁による指導の対象とすることを前提に、下請法の運用の見直しを検討中。
- (現状)
 - 代金支払いの中に、一部でも、手形等が含まれる企業の割合は約31%。
 - 現金化までの期間が60日超の手形を使用する発注事業者の割合は、業種ごとにばらつき。
- 下請事業者に資金繰りの負担を寄せないよう、現金化までの期間を短縮する、又は代金は現金払い化するという支払い条件改善に、サプライチェーン全体で取り組むことが必要。



＜取引条件改善状況調査・自主行動計画 F U 調査合計値（令和5年度）＞

約束手形の利用に関するこれまでの経緯

● 未来志向型の取引慣行に向けて（2016年9月）

- （1）親事業者による不適正な行為に対して厳正に対処し、公正な取引環境を実現する。
 - （2）親事業者・下請事業者双方の「適正取引」や「付加価値向上」につながる望ましい取引慣行等を普及・定着させる。
 - （3）サプライチェーン全体にわたる取引環境の改善や賃上げできる環境の整備に向けた取組を図る。
- これらを目的とし、**重点課題の1つに「支払条件の改善」を位置づけ、業種別の下請ガイドラインや自主行動計画等を通じ、手形等（※）の支払期間の短縮を推進。**

● 中小企業等の活力向上に関するワーキンググループ（2021年1月）

下請代金の支払いの更なる適正化を図るため、**2024年を目途に以下の徹底を図る。**

◆ 手形サイトを60日に改善する。

◆ 割引料の親事業者による負担を進める。

また、上記の進捗を踏まえながら、以下の実現に向けた検討を進める。

◆ 割引率やファクタリングの手数料の低減を図る。

◆ 約束手形の利用の廃止を進める

（※）電子記録債権（例：でんさい）、一括決済方式（例：ファクタリング、売掛債権の譲渡）も含む

約束手形の利用に関するこれまでの経緯

● 手形通達の見直し（2021年3月）

親事業者による下請代金の支払については、以下によるものとする。

1. 下請代金の支払は、できる限り現金によるものとする。
2. 手形等により下請代金を支払う場合には、当該手形等の現金化にかかる割引料等のコストについて、下請事業者の負担とすることのないよう、これを勘案した下請代金の額を親事業者と下請事業者で十分協議して決定すること。当該協議を行う際、親事業者と下請事業者の双方が、手形等の現金化にかかる割引料等のコストについて具体的に検討できるように、親事業者は、支払期日に現金により支払う場合の下請代金の額並びに支払期日に手形等により支払う場合の下請代金の額及び当該手形等の現金化にかかる割引料等のコストを示すこと。
3. 下請代金の支払に係る手形等のサイトについては、60日以内とすること。
4. 前記 1 から 3 までの要請内容については、新型コロナウイルス感染症による現下の経済状況を踏まえつつ、おおむね 3 年以内を目途として、可能な限り速やかに実施すること。

約束手形の利用に関するこれまでの経緯

- **成長戦略実行計画（2021年6月 閣議決定）**

「本年夏を目途に、産業界及び金融界による自主行動計画の策定を求めることで、5年後の約束手形の利用の廃止に向けた取組を促進する。まずは、下請代金の支払に係る約束手形の支払サイトについて60日以内への短縮化を推進する。」

- **サイトが60日を超える手形等により下請代金を支払っていた親事業者約6,000社に対する要請（中小企業庁・公正取引委員会、2023年2月）**

令和3年3月31日に、公正取引委員会及び中小企業庁は、おおむね3年以内（令和6年）を目途として手形等のサイトを60日以内とするよう、要請を行っています。

また、当該要請に伴い、来年を目途として、サイトが60日を超える手形等を下請法（下請代金支払遅延等防止法をいう。以下同じ。）の割引困難な手形等に該当するおそれがあるものとして指導の対象とすることを前提に、下請法の運用の見直しを検討することとしています。

そのため、貴社におかれましては、可能な限り速やかに手形等のサイトを60日以内としていただくようお願いいたします。

(関連条文) 下請代金支払遅延等防止法 (昭和31年法律第120号)

(下請代金の支払期日)

第2条の2

下請代金の支払期日は、親事業者が下請事業者の給付の内容について検査をするかどうかを問わず、親事業者が下請事業者の給付を受領した日（役務提供委託の場合は、下請事業者がその委託を受けた役務の提供をした日。次項において同じ。）から起算して、60日の期間内において、かつ、できる限り短い期間内において、定められなければならない。

(親事業者の遵守事項)

第4条

親事業者は、下請事業者に対し製造委託等をした場合は、次の各号（役務提供委託をした場合にあつては、第1号及び第4号を除く。）に掲げる行為をしてはならない。

- 一 下請事業者の責に帰すべき理由がないのに、下請事業者の給付の受領を拒むこと。
- 二 下請代金をその支払期日の経過後なお支払わないこと。

(以下、略)

2 親事業者は、下請事業者に対し製造委託等をした場合は、次の各号（役務提供委託をした場合にあつては、第1号を除く。）に掲げる行為をすることによつて、下請事業者の利益を不当に害してはならない。

一 (略)

二 下請代金の支払につき、当該下請代金の支払期日までに一般の金融機関（預金又は貯金の受入れ及び資金の融通を業とする者をいう。）による割引を受けることが困難であると認められる手形を交付すること。

(以下、略)

下請代金支払遅延等防止法Q&A

11 割引困難な手形(長期手形)の交付(4条2項2号) (割引困難な手形)

Q44

手形期間が120日（4か月）を超える手形は割引困難な手形であるとのことだが、その理由・経緯は何か。また、どのような措置が採られるか。

A

公正取引委員会及び中小企業庁は、昭和41年以降、業界の商慣行、親事業者と下請事業者との取引関係、その時の金融情勢等を総合的に勘案して、ほぼ妥当と認められる手形期間を超える長期の手形を割引困難な手形として指導してきた。

現在では、支払手形の手形期間を、繊維製品に係る下請取引においては90日（3か月）以内、その他の下請取引については120日（4か月）以内の手形を交付することが商慣習になっており、公正取引委員会及び中小企業庁は、現在、上記手形期間を超えるいわゆる長期手形は、割引困難な手形の交付の禁止に該当するおそれがあるものとして取り扱い、全て上記期間内に改善するよう指導している。

公正取引委員会ウェブサイトより引用

https://www.jftc.go.jp/shitauke/sitauke_qa.html

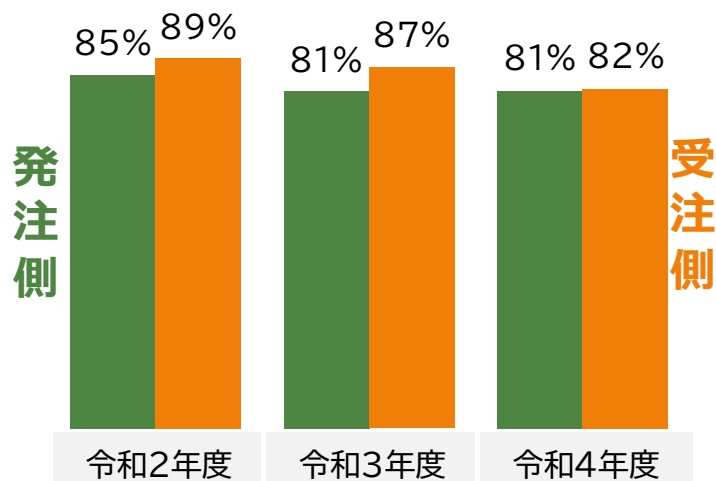
約束手形等の支払いサイトの現状

1. 下請代金を手形等で支払っている場合の手形等のサイトが【60日超】と回答した割合は、ここ3年間で8割台で推移。60日を超えるサイトの発注側のうち、3割弱が、「2024年までに60日以内に変更予定」と回答。
2. サイトは「90日～120日（4ヶ月）以内」と回答した割合が、最も高い。

(出典) 令和4年度 自主行動計画フォローアップ調査 (令和4年11月～12月)

調査対象: 経産省所管の自主行動計画策定団体 13業種47団体所属企業 (約7,940社) 回答2,537社。回答率32%

1. 下請代金の手形支払いのサイトが【60日超】の割合



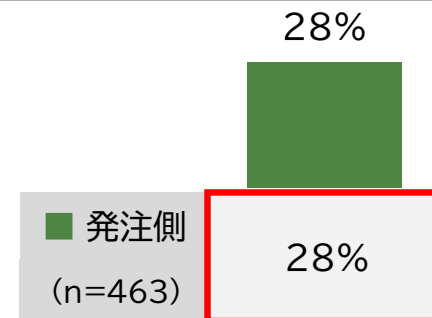
発注側

	令和3年度	令和4年度
30日(1ヶ月)以内	3%	2%
60日(2ヶ月)以内	16%	16%
90日(3ヶ月)以内	28%	27%
120日(4ヶ月)以内	50%	47%
120日(4ヶ月)超	3%	8%

受注側

	令和3年度	令和4年度
30日(1ヶ月)以内	2%	1%
60日(2ヶ月)以内	11%	17%
90日(3ヶ月)以内	32%	36%
120日(4ヶ月)以内	49%	38%
120日(4ヶ月)超	6%	8%

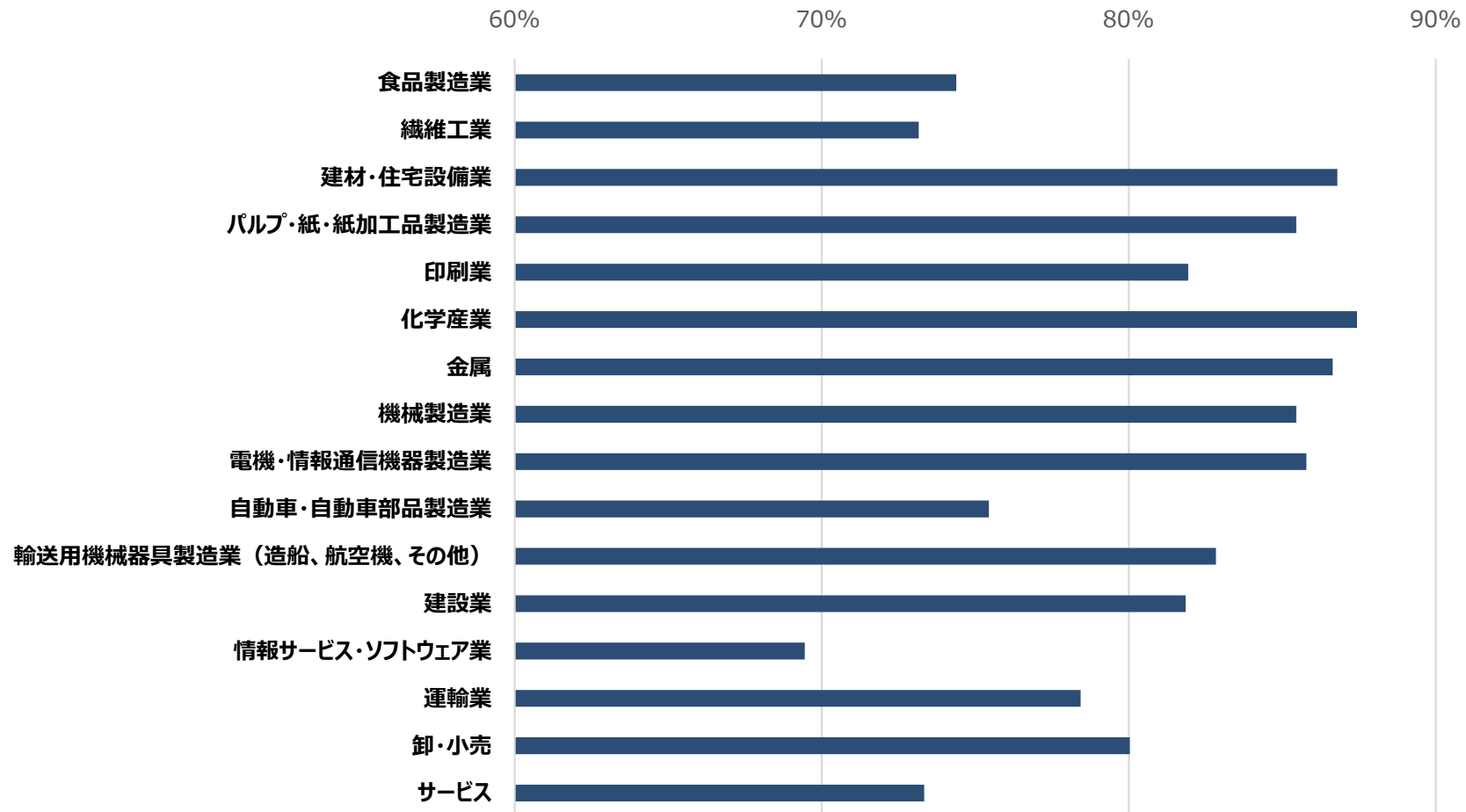
2. 下請代金の手形支払いのサイトを、「2024年までに60日以内に変更予定」の割合



約束手形等の支払いサイトの現状

- 手形等支払いサイトが「60日超」と回答した割合は、業種によって大きくばらついている。

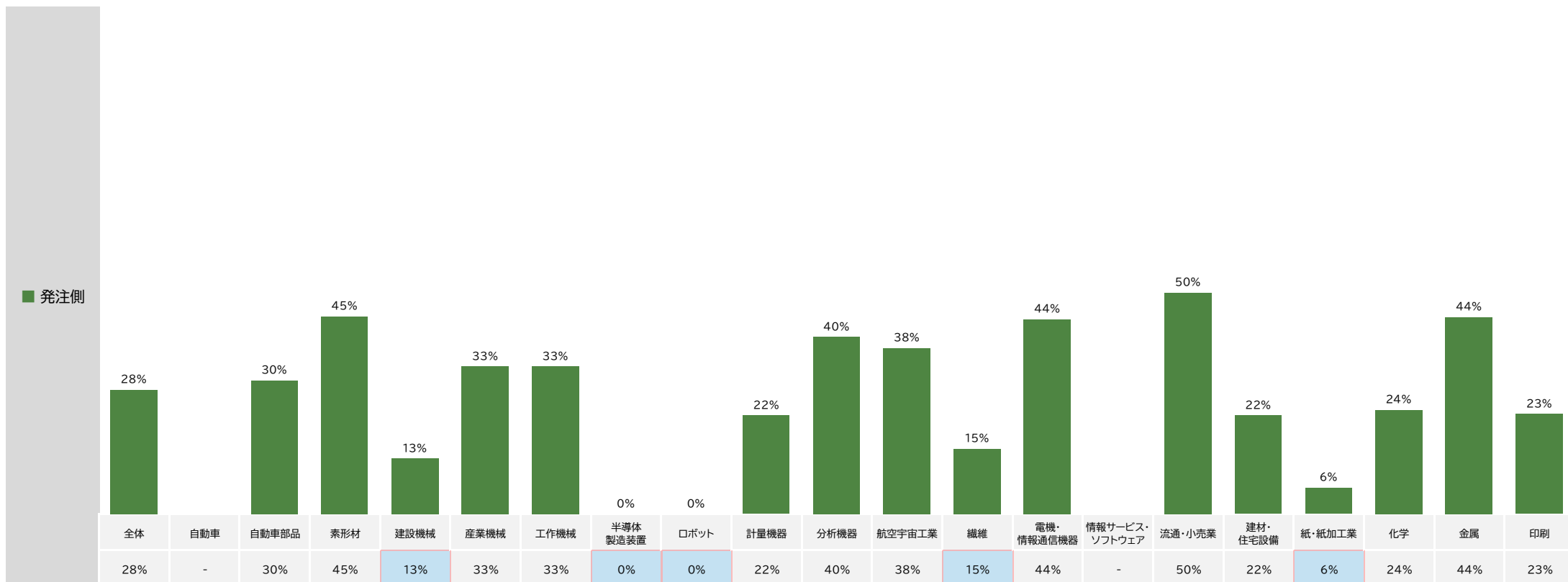
【業種別】現金化までの期間が60日を超える手形を使用する発注事業者の割合



約束手形等の支払いサイトの現状

※令和4年度自主行動計画フォローアップ調査
 経済産業省所管の自主行動計画策定団体
 所属会員企業2,537社の回答結果

【業種別】現金化までの期間が60日を超える手形を使用する発注側事業者のうち、 2024年までに60日以内へ変更予定の事業者の割合

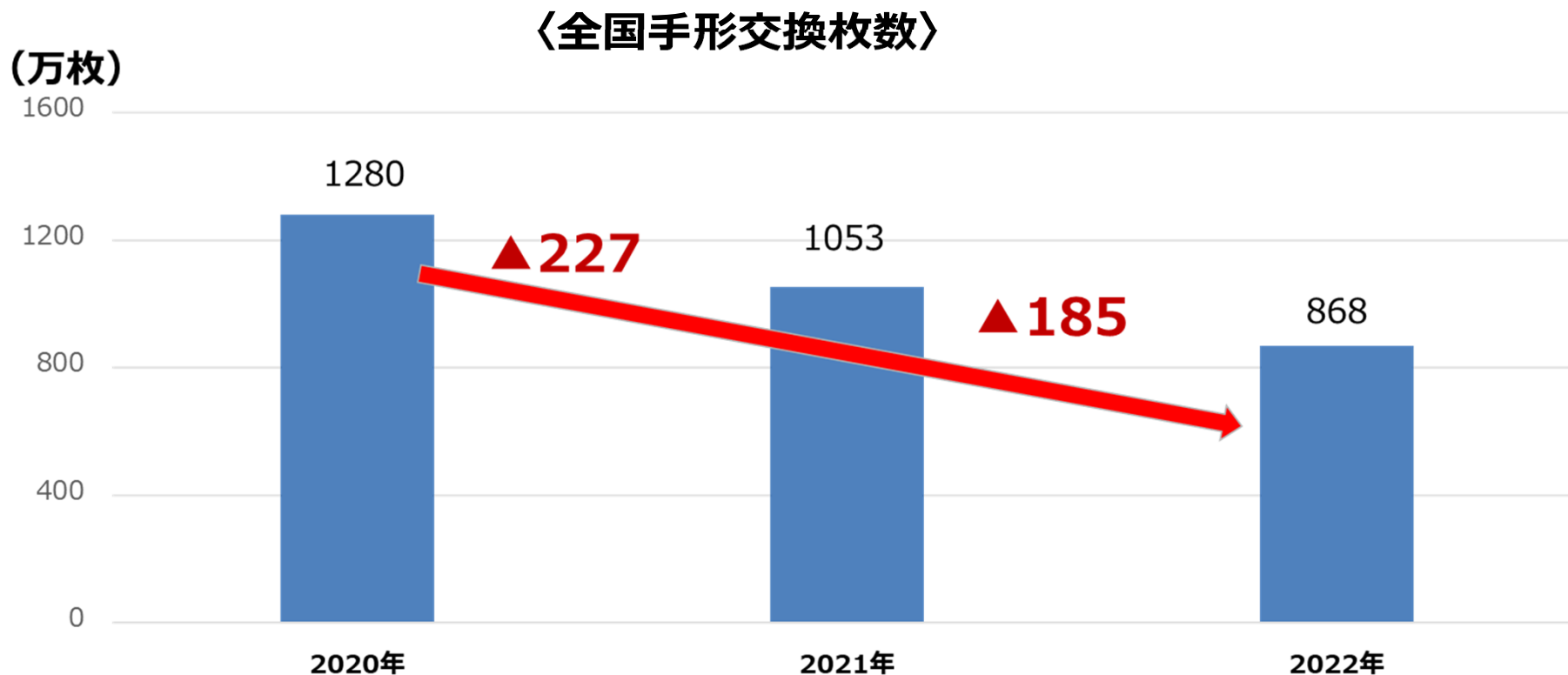


※60日を超えるサイトの手形等を利用している場合に「60日以内に変更する予定があるか」という設問に対して、「2024年までに60日以内に変更予定」「60日以内に変更する予定はない」「時期は未定だが、60日以内に変更予定」「60日を超えるサイトの手形等はない」の選択肢を設置。「60日を超えるサイトの手形等はない」を除いて再集計している。

※自動車、情報サービス・ソフトウェアは回答なし。

今後の予定

- 今後、2月下旬～3月下旬にかけてパブリックコメントを行った上で、4月下旬頃に下請法の指導基準の変更を公表。半年間程度の猶予期間を設けた上で、年内に新指導基準の運用を開始する予定。
- 支払いサイトを短縮できない理由は上位の取引先からの支払いが約束手形によるためという声も多く聞かれる。サプライチェーン全体での取り組みが不可欠であり、下請法対象外の取引においても配慮をお願いしたい。
- あわせて、政府方針としている「2026年の約束手形廃止」に向けても、各業界団体・企業における積極的な取組をお願いしたい。



今後の予定

- 約束手形の指導基準（通知）を新設。当該通知には、指導基準を「60日」とする旨を記載。
- 上記通知の新設に併せて、以下の一括決済方式及び電子記録債権に係る通知の「120日以内（繊維業の場合は90日以内）」という部分を、「60日以内」に変更する。
- 上記3種の通知について、パブリックコメントにかける予定。

一括決済方式が下請代金の支払手段として用いられる場合の指導方針について

(中略)

7 下請代金の支払期日から下請代金債権の額に相当する金銭を金融機関に支払う期日までの期間（手形の交付日から手形の満期までの期間に相当）は、120日以内（繊維業の場合は90日以内）とすること。

URL:<https://www.jftc.go.jp/shitauke/legislation/ikkatusisin.html>

電子記録債権が下請代金の支払手段として用いられる場合の指導方針について

(中略)

下請代金の支払期日から電子記録債権の満期日（電子記録債権法第16条第1項2号に規定する支払期日をいう。）までの期間（手形の交付日から手形の満期までの期間に相当）は、120日以内（繊維業の場合は90日以内）とすること。

URL:<https://www.jftc.go.jp/shitauke/legislation/denshishidou.html>